

公益財団法人神奈川芸術文化財団評議員、理事及び監事の報酬並びに費用に関する規程

制定 平成 22 年 4 月 1 日
評議員会決定第 1 号
改正 平成 23 年 6 月 14 日
平成 27 年 6 月 24 日
平成 30 年 3 月 30 日
令和 2 年 6 月 25 日
令和 3 年 6 月 29 日
令和 4 年 6 月 27 日
令和 5 年 6 月 20 日
令和 6 年 6 月 20 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公益財団法人神奈川芸術文化財団定款（以下「定款」という。）第 20 条第 3 項及び第 36 条第 3 項の規定に基づき、評議員、理事及び監事（以下「役員等」という。）の報酬及び費用の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (2) 非常勤の理事とは、理事のうち、常勤の理事以外の理事をいう。
- (3) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費及び旅費（宿泊費を含む。）等の経費であって、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬)

第 3 条 評議員（神奈川県職員であるものを除く。）、非常勤の理事及び監事には、その役職に伴う業務のため理事会、評議員会等に出席した日数に応じて、報酬として日額 1 万 8 千円を支給する。

- 2 常勤の理事には、別表に定める報酬を支給する。
- 3 前項において、常勤の財団職員から常勤の理事が新たに選任されたときは、選任決議のあった評議員会の属する月の翌月 1 日から報酬及び費用を起算するものとする。常勤の

財団職員以外から常勤の理事として、新たに選任されたときの当該月の報酬は、選任決議のあった評議員会の日から1か月を30日とする日割計算により計算した額を支給する。

- 4 常勤の理事が退任もしくは解任され、または死亡したときの当該月の報酬は、1か月を30日とする日割計算により計算した額を本人または遺族に支給する。

(常勤の理事と職員との兼務)

第4条 常勤の理事と職員を兼務する者に対しては、職員給与規程に規定する給与は支給しない。

ただし、職員を兼務したまま新たに常勤の理事に選任されたときは、選任決議のあった評議員会の属する月の末日までは、従前の職員給与を支給する。

(費用)

第5条 非常勤の役員等が役職に伴う業務のため理事会、評議員会等に出席したときは、その費用として、財団職員の例により旅費を支給する。ただし、第3条第1項に規定する日額の報酬を支給された場合には旅費を支給しない。

- 2 常勤の理事が業務のため旅行したときは、財団職員の例により旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 この規程による報酬、手当及び旅費の支給方法は、財団職員の例による。

(公表)

第7条 この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準とし、これを公表するものとする。

(補則)

第8条 定款及びこの規程に定めるもののほか、役員等の報酬の支給に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 財団法人神奈川芸術文化財団の役員等の報酬等に関する規程（平成5年10月25日制定規程第6号）及び役員に支給する報酬額に関する細則（平成19年6月15日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月24日から施行する。

附 則（平成30年3月30日）

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年6月25日から施行する。

- 2 常勤の理事の報酬のうち、令和2年7月から令和3年6月までの間における報酬月額、管理職手当、期末・勤勉手当及び地域手当については、第3条2項に基づく別表の規定にかかわらず、その100分の10に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、別表の規定により定められた額とする。

附 則

- 1 この規程は、令和3年6月29日から施行する。
- 2 常勤の理事の報酬のうち、令和3年7月から令和4年6月までの間における報酬月額、管理職手当、期末・勤勉手当及び地域手当については、第3条2項に基づく別表の規定にかかわらず、その100分の10に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、別表の規定により定められた額とする。

附 則

この規程は、令和4年6月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月20日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年6月20日から施行する。

なお、別表（第3条関係）の改正については、令和6年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

常勤の理事の報酬表

専務理事	報酬月額	神奈川県職員の給与に関する条例（昭和32年10月12日条例第52号）別表第1行政職給料表(1)の再任用職員の8級の給料月額と同額
	諸手当	管理職手当（県再任用職員の8級2種を適用）、期末・勤勉手当（県再任用職員準拠）、通勤手当（公益財団法人神奈川県芸術文化財団職員給与規程準拠。以下同じ。）、地域手当、特殊勤務手当
	支給しない手当	退職手当、住居手当、扶養手当、時間外勤務手当
事務局長を兼ねる理事	報酬月額	神奈川県職員の給与に関する条例（昭和32年10月12日条例第52号）別表第1行政職給料表(1)の再任用職員の7級の給料月額と同額
	諸手当	管理職手当（県再任用職員の8級2種を適用）、期末・勤勉手当（県再任用職員準拠）、通勤手当（公益財団法人神奈川県芸術文化財団職員給与規程準拠。以下同じ。）、地域手当、特殊勤務手当
	支給しない手当	退職手当、住居手当、扶養手当、時間外勤務手当
県民ホール及び神奈川県芸術劇場の総支配人を兼ねる理事	報酬月額	神奈川県職員の給与に関する条例（昭和32年10月12日条例第52号）別表第1行政職給料表(1)の再任用職員以外の職員の9級10号給の給料月額と同額
	諸手当	管理職手当（県再任用職員以外の県職員の9級1種を適用）、期末・勤勉手当（県再任用職員以外の県職員準拠）、通勤手当（公益財団法人神奈川県芸術文化財団職員給与規程準拠。以下同じ。）、地域手当、特殊勤務手当
	支給しない手当	退職手当、住居手当、扶養手当、時間外勤務手当
神奈川県芸術劇場の支配人を兼ねる理事	報酬月額	神奈川県職員の給与に関する条例（昭和32年10月12日条例第52号）別表第1行政職給料表(1)の再任用職員以外の職員の8級45号給の給料月額と同額
	諸手当	管理職手当（県再任用職員以外の県職員の8級2種を適用）、期末・勤勉手当（県再任用職員以外の県職員準拠）、通勤手当（公益財団法人神奈川県芸術文化財団職員給与規程準拠。以下同じ。）、地域手当、特殊勤務手当
	支給しない手当	退職手当、住居手当、扶養手当、時間外勤務手当